

B E L S 表示マークデータ取扱要領

この取扱要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が運営するBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）において、BELS評価業務方法書 別記様式第7号に記載された申請者（以下「申請者」という。）が、協会に登録された建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「BELS登録機関」という。）より配布された BELS表示マークデータ（以下「表示マークデータ」という。）の取扱いについて遵守すべき事項を定めたものです。

1. 申請者は、以下の各項目を遵守して使用して下さい。

(1) 表示マークデータの仕様

表示マークデータは、様式1から様式6のとおりとしますが、白黒印刷でも使用することができます。

(2) 表示マークデータの用途

次に掲げるものに使用できます。

- 1) 申請者が作成するパンフレットその他の印刷物
- 2) 申請者が作成するホームページ、携帯サイトその他の電子媒体
- 3) BELS及び関連制度の普及に資する広告

(3) 表示マークデータの遵守事項

次に掲げる事項を遵守して下さい。

- 1) 表示マークデータの内容について、修正・加工を行なわないこと。
- 2) 表示マークデータの内容について、部分的な使用を行なわないこと。
- 3) 表示マークデータの仕様による色、縦横比、形状を変更しないこと。
- 4) 様式1、様式2を使用する場合は、A6未満、様式3、様式4を使用する場合は、短辺が35mm未満、様式5、様式6を使用する場合は、短辺が30mm未満となる大きさで使用しないこと。

2. 申請者は、以下の各項目を遵守して表示マークデータを管理して下さい。

(1) 表示マークデータは、当該物件の評価を行なったBELS登録機関より申請者に電子データ（PDF形式）で提供されます。電子データは適切に保管及び管理して下さい。

(2) 表示マークデータは、第三者に対する譲渡、貸与その他の処分をしないで下さい。ただし、表示マークデータの用途の各号に掲げるものに使用するために、印刷会社、ウェブサイト会社、広告会社その他事業者に一時的に貸与する場合は除かれます。

3. 申請者が次の各号に掲げる行為を行ったと認められる場合、その行為を行った者に対して、表示マークデータの使用を中止します。

- 1) 表示マークデータの仕様を遵守しない場合
 - 2) 表示マークデータの用途以外の用途で使用した場合
 - 3) 表示マークデータの遵守事項を遵守しない場合
 - 4) 表示マークデータの用途に掲げるものに使用するため印刷会社等その他事業者に一時的に貸与する場合以外に譲渡、貸与、その他の処分を行った場合
 - 5) その他表示マークデータとして不適切な使用をしたことを協会が認めた場合
4. 協会は、表示マークデータの使用に係る損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任は一切負いません。
5. 本要領に定めるもののほか、表示マークデータの使用に関し必要な事項は、協会が別に定めるこことします。

以上

平成30年4月1日一部改正

平成30年5月15日一部改正

平成30年7月9日一部改正

2019年7月19日一部改正

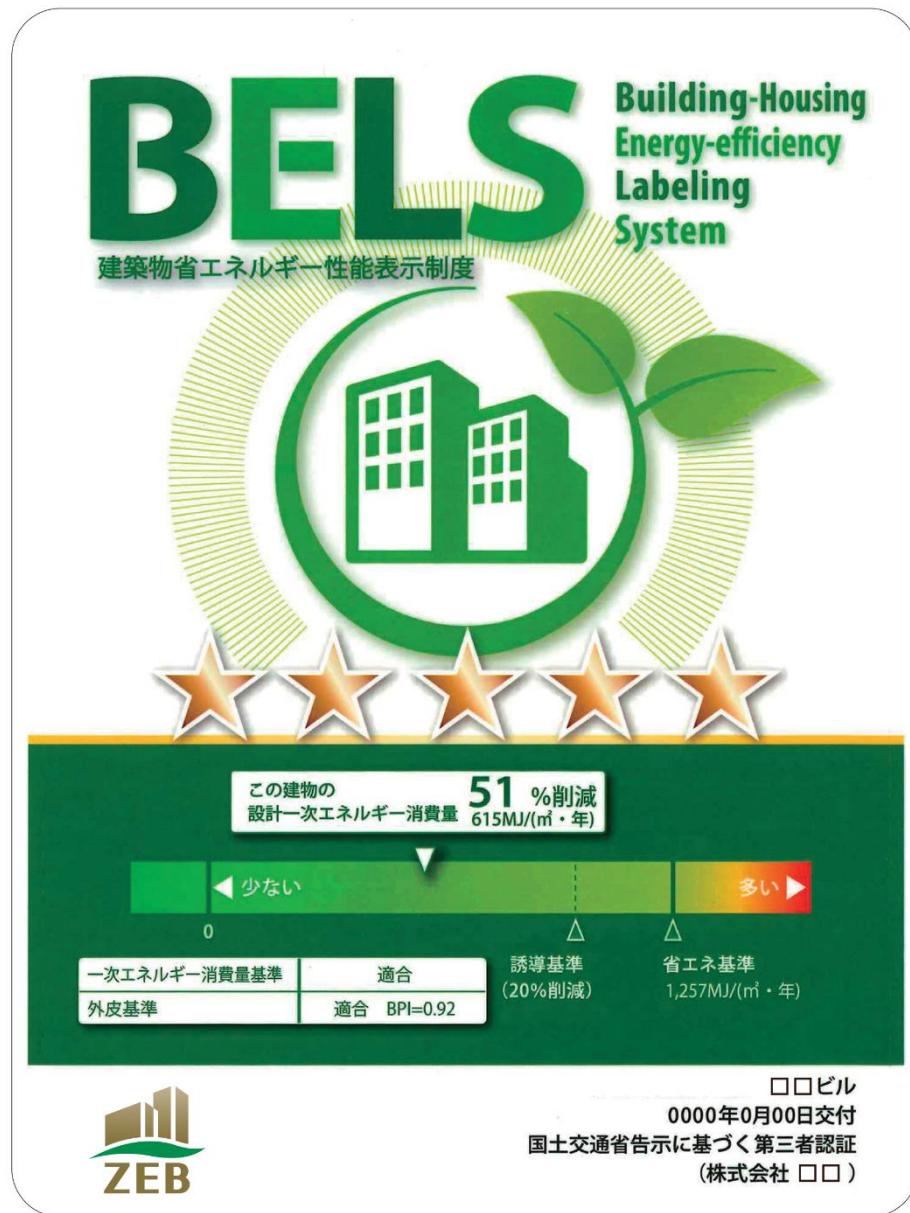
(様式第1号イ) 非住宅、複合建築物用



(注意)

- 星の数や一次エネルギー消費量に関する性能を示す値や、建築物名称などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- 表示する建築物名称において、評価対象範囲を特定できる情報が明示される。また、このとき「この建物の」と記載されている部分は、評価対象単位に応じ「このフロアの」、「このテナントの」、「この部分の」となる。

(様式第1号口) 非住宅用



Nearly ZEB



ZEB Ready



ZEB Oriented

(注意)

- 星の数や一次エネルギー消費量に関する性能を示す値や、建築物名称などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- 「ZEBマーク」に関する表示による場合、☆及び、『ZEB』、ZEB Ready Nearly ZEBの表示については、本様式による。
- 評価対象単位に応じ、「この建物の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。

(様式第2号イ) 住宅用



(注意)

- 星の数や一次エネルギー消費量に関する性能を示す値や、建築物名称などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- 表示する建築物名称において、評価対象範囲を特定できる情報が明示される。また、このとき「この住宅の」と記載されている部分は、評価対象単位に応じ「この住戸の」、「この住棟の」、「この部分の」となる。
- 「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ゼロエネ相当」を表示する場合は、「一次エネルギー消費量 適合」表示の横に（ゼロエネ相当）と表示される。

一次エネルギー消費量基準	適合(ゼロエネ相当)
外皮基準	適合 U _A = ●●●

- 表示する建築物名称が戸建て住宅である場合は、建築物の名称は省略可能とする。

(様式第2号口) 住宅・住戸用



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEHマーク」を表示する場合、☆、「ZEHマーク」の表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住宅の」と記載されている部分は、「この住戸の」となる。



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEH-Mマーク」を表示する場合、☆、ZEH-Mマークの表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住棟の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。

(様式第3号イ) 非住宅、複合建築物用



(注意)

- ・上記様式において、星の数やエネルギー消費量に関する削減値などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- ・評価対象単位に応じ、「この建物の」と記載されている部分は、「このフロアの」、「このテナントの」、「この部分の」となる。
- ・ZEBに関する表示に基づく表示を行う場合、☆の表示については、様式1号口による。

(様式第3号ロ) 非住宅用



(注意)

- ・「ZEBマーク」に関する表示に基づく表示を行う場合、☆及び、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの表示については、本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この建物の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。

(様式第4号イ) 住宅用



(注意)

- ・上記様式において、星の数やエネルギー消費量に関する削減値などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- ・評価対象単位に応じ、「この住宅の」と記載されている部分は、「この住戸の」、「この住棟の」、「この部分の」となる。

(様式第4号ロ) 住宅・住戸用



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEHマーク」を表示する場合、☆、ZEHマークの表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住宅の」と記載されている部分は、「この住戸の」となる。

(別記様式第4号ハ) 住棟用



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEH-Mマーク」を表示する場合、☆、ZEH-Mマークの表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住棟の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。

(様式第5号イ) 非住宅、複合建築物用



(注意)

- ・上記様式において、星の数やエネルギー消費量に関する削減値などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- ・また、「この建物の」と記載されている部分は、評価対象単位に応じ「このフロアの」、「このテナントの」、「この部分の」となる。
- ・様式第1号ロによる表示を行う場合は、☆の表示については、当該様式に合わせる。

(様式5号口) 非住宅用



(注意)

- ・「ZEBマーク」に関する表示による場合、☆及び、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyの表示については、本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この建物の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。

(様式第6号イ) 住宅用



(注意)

- ・上記様式において、星の数やエネルギー消費量に関する削減値などの記載は、個別の内容に応じ表示される。
- ・評価対象単位に応じ、「この住宅の」と記載されている部分は、「この住戸の」、「この住棟の」、「この部分の」となる。
- ・様式第2号口による表示を行う場合は、☆の表示については、当該様式に合わせる。

(様式第6号口) 住宅・住戸用



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEHマーク」を表示する場合、☆、ZEHマークの表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住宅の」と記載されている部分は、「この住戸の」となる。

(別記様式第6号ハ) 住棟用



(注意)

- ・「ZEHマーク」、「ゼロエネ相当」及び「ZEH-Mマーク」に関する表示に規定された「ZEH-Mマーク」を表示する場合、☆、ZEH-Mマークの表示は本様式による。
- ・評価対象単位に応じ、「この住棟の」と記載されている部分は、「この部分の」となる。